

# 中国社会文化学会 2014年度大会

会場：東京大学東洋文化研究所3階 第一会議室・大会議室

主催：中国社会科学学会 Tel:03-5841-3746, Fax:03-5841-3744, E-mail:shabun@hyper.ocn.ne.jp

参加費（シンポジウム資料代）1,000円 非会員の来聴歓迎

## 2014年7月5日（土）自由論題報告

### 第一会場 東京大学東洋文化研究所 第一会議室 13:30~16:40

司会：小島 毅（東京大学）

唐代官修類書の変容—『芸文類聚』から『通典』へ……………付 晨晨（東京大学大学院生）

コメンテーター：大木 康（東京大学）

南宋孝宗朝の経筵における『陸宣公奏議』の読まれ方

……………田中 秀樹（兵庫県立柏原高等学校）

コメンテーター：小島 毅（東京大学）

墳樹をめぐる法秩序の構築——『大清律例』盗園陵樹木律を中心として——

……………魏 郁欣（慶應義塾大学大学院生）

コメンテーター：水口 拓寿（武蔵大学）

### 第二会場 東京大学東洋文化研究所 大会議室 13:30~16:40

司会：坂元ひろ子（一橋大学）

「国家有機体説」の翻訳・紹介と中国現代文学における「病を抱えた国家」イメージの形成

……………劉 婉明（南京師範大学）

コメンテーター：坂元ひろ子（一橋大学）

吉野作造と対華二ヶ条要求

……………大川 真（吉野作造記念館）

コメンテーター：光田 剛（成蹊大学）

建国初期の中央民族訪問団と共産党中央の少数民族工作

……………美麗 和子（東京女子大学大学院生）

コメンテーター：平野 聡（東京大学）

### 会員総会 17:00~17:30 大会議室

## 2014年7月6日（日）

### シンポジウム 中国における規範と道徳

共催：基盤研究C「近代国際関係と地域システムの変容・東アジアを中心に」（研究代表者：平野聡）

東京大学東洋文化研究所 大会議室 10:00~17:00

#### 午前の部：10:00~12:15

中華人民共和国法の論理と構造

……………鈴木 賢（北海道大学）

中華民国憲法制定史——憲政と徳治をめぐる

……………中村 元哉（津田塾大学）

コメンテーター：西 英昭（九州大学）

#### 午後の部：13:30~17:00

パラダイムとしての中国文学

……………山口 守（日本大学）

徳治の構造——寛容の在り処を中心に——

……………岸本 美緒（お茶の水女子大学）

コメンテーター：林 文孝（立教大学）

総合司会：平野 聡（東京大学）

総括討論

◆自由論題報告 第一会場 7月5日(土) 13:30~16:40 第一会議室

◇ 唐代官修類書の変容—『芸文類聚』から『通典』へ

付 晨晨

〔報告要旨〕唐代の類書の発展経路に段階的な特徴があることは明らかである。玄宗時代を分水嶺として、それ以前の類書は官修の総合的な類書であるのに対して、玄宗時代以降はそうした類書の姿は見られなくなり、いわゆる「政書」に取って代わられる。同時に、官修の類書とは異なる性格をもつ私撰の類書も盛んになる。ただし、このような変化は急に生じたものではない。『芸文類聚』と『初学記』の異同を分析してみると、唐初期に編纂された『芸文類聚』は、南朝類書の影響を強く受け、万事万物への関心を表しているのに対し、唐の玄宗時代に編纂された『初学記』は、これを踏まえつつも実用的な知識や等級に対する関心をより強く示すようになっている。このような変化は唐の朝廷における当時の知識に対する関心の変容を表している。官僚の行政知識を主な内容とする「政書」はその変容の延長線上に現れるものである。

〔報告者紹介〕付晨晨（ふ・しんしん）、1987年生。専攻は魏晋隋唐文化史。武漢大学歴史学院卒。現在東京大学大学院人文社会系研究科博士課程在学。

◇ 南宋孝宗朝の経筵における『陸宣公奏議』の読まれ方

田中 秀樹

〔報告要旨〕本報告は、唐代徳宗朝の宰相として知られる陸贄の奏議集『陸宣公奏議』が、南宋においてどのように読まれたのかを、思想史・政治史の観点から論じるものである。前近代の中国において、皇帝政治を支える士大夫官僚が、陸贄を忠臣として理想化し、『陸宣公奏議』をその「忠」の体得のための必読書としてきたこと、また各種の注釈書が著されてきたことについては、よく知られている。しかし、宋代の注釈書の大半が読者対象として想定していたのは、士大夫ではなく、むしろ「忠」の対象たる皇帝であった、ということについては、これまで論じられていない。そこで本報告では、経筵において『陸宣公奏議』が読まれ・討論された孝宗朝の事例を取り上げ、なぜ皇帝である孝宗にこの書物の熟読が強く要請されたのか、ということ、思想史と政治史の観点から論じる。そこから見えてきたのは、朱子を中心とする道学系士大夫による孝宗に対する痛烈な皇帝批判であった。

〔報告者紹介〕田中秀樹（たなか・ひでき）、1978年生。専攻は中国近世思想史、江戸儒学史。京都大学大学院文学研究科博士課程研究指導認定退学。京都大学博士（文学）。現在、兵庫県立柏原高等学校教諭。主要論文「朱子学的君主論——主宰としての心——」（『中国思想史研究』30、2009年）、「石川香山『陸宣公全集釈義』と十八世紀後半における名古屋の古代学」（『日本思想史学』44、2012年）など。

◇ 墳樹をめぐる法秩序の構築——『大清律例』盗園陵樹木律を中心として——

魏 郁欣

〔報告要旨〕17世紀以降、中国では人口の爆発的増加により、建築用材をはじめとする木材資源の需要が急増した。商品木材向けの山林伐採が拡大するなか、墳樹、すなわち墳墓の周辺に植えられた樹木にまで関心が向けられるようになった。結果、樹木の所有権をめぐる紛争や対立が相次いで発生し、社会秩序の混乱を招く事態となった。

王朝国家は乾隆五年（1740）、秩序維持のため民間の墳樹に対する伐採・売買を禁じる規定を公布した。そして乾隆期・嘉慶期にはいくつかの関連条例が誕生し、改訂もたびたび繰り返された。なぜ清朝は一般樹木ではなく墳樹の盗伐事件のみを問題視し、全国的な法規により規制する必要を感じたのか。またなぜ清朝は一般の窃盗律ではなく、盗園陵樹木律の範疇で関連条例を設置して対処をはかったのか。本発表は以上の問題点を踏まえつつ、民間における盗伐事件の頻発に対して清朝がいかなる法整備を試みたのかを考察し、清朝の法秩序観の一端を明らかにしたいと考えるものである。

〔報告者紹介〕魏郁欣（ぎ・いくしん）、1984年台湾生まれ。国立台湾大学歴史学系卒業、慶應義塾大学大学院文学研究科修士課程修了。専門は中国明清史、宗族史。現在、慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程在学。

◆自由論題報告 第二会場 7月5日（土）13：30～16：40 大会議室

◇ 「国家有機体説」の翻訳・紹介と中国現代文学における「病を抱えた国家」イメージの形成 劉 婉明

〔報告要旨〕清末以降、中国文学には「病を抱えた国家」というイメージがしばしば登場する。国家が現代生物学的用語によって、人体と同じ構造の「有機体」と説明されるようになったのは、嚴復や梁啓超が進化論と国家有機体説を翻訳し紹介したことに始まる。organismの訳語に、嚴復は「官品」、梁啓超は日本の訳語を利用して「有機体」を用いたが、共に国家が人体と同質の「有生者」である点を強調し、従来存在した国家を身体になぞらえる伝統的な隠喩に、西欧の国家観念が融合したのである。当時の中国作家はこの隠喩を用いて、「私」と国家とを、運命共同体として表現した。これまで伝統的な思考の枠組みで国を憂いてきた人々は、「五四運動」の中で、現代科学によって「国の病」を治療する現代的な「医者」へと変化した。その一方、蘇曼殊にはじまり創造社に引き継がれたロマン派の伝統の中で、「国家の病」を「個人の病」に投影する関係が発展したのである。

〔報告者紹介〕劉婉明（りゅう・えんめい）、1983年生。専攻は日中近代比較文学。南京大学博士。現在、南京師範大学国際文化教育学院専任講師。主要論文「革命的現代“性”——1930年前後左翼文学理論中的愛欲主題」（『中山大学学報』1、2010年）、「辛亥革命中海外華僑民族国家認同的困境——以馮乃超為例的研究」（『華僑華人歴史研究』3、2011年）など。

## ◇ 吉野作造と対華二一ヶ条要求

大川 真

〔報告要旨〕吉野作造の中国観については、「第5号を含め対華二一ヶ条要求を是認し、日本の対中政策にほとんど無批判であったのが、戴季陶、殷汝耕、馬伯援ら渡日した中国革命家との頻繁な面会、雑誌を通じた李大釗との交流などによって日本の対中政策を批判し「ヤングチャイナ」へ同情的な態度を取るようになっていく」というのが現在の通説となっている。しかし以下の2点について検討の余地を残していると思われる。すなわち対華二一ヶ条要求を是認したとされる著書『日支交渉論』（1915年6月刊）と刊行時期を同じくする他の論文との整合性である。またそもそも『日支交渉論』の所説自体も十分に検討されていないように思われる。たとえば第5号第1条（政治経済軍事顧問の設置）の初案を吉野は「徒らに支那の面目を傷つけるに止まる要求」と批難し、日中双方の外交成果によりその内容を「殆ど骨抜き」にした修正案を高く評価している。

〔報告者紹介〕大川真（おおかわ・まこと）、1974年生。専攻は日本政治思想史。博士（文学）。前東北大学大学院文学研究科助教。現在、吉野作造記念館・館長。現在、尚絅学院大学、山形県立米沢女子短期大学非常勤講師。そのほか、日本思想史学会評議員、日本文芸研究会常任委員、奈良県「日本と東アジアの未来を考える委員会」委員、石巻カワノカミプロジェクト運営委員。主要業績『近世王権論と「正名」の転回史』（御茶の水書房、2012年10月）

## ◇ 建国初期の中央民族訪問団と共産党中央の少数民族工作

美麗 和子

〔報告要旨〕新中国成立直後、中共中央が少数民族居住地域に派遣した中央民族訪問団は、各種民族工作の前奏と位置づけられ、関連研究では必ずといってよいほど言及されている。しかし訪問団自体に焦点を当てた研究は、管見の限り見当たらない。本報告では『人民日報』など当時の報道記録、各訪問団の報告書、訪問団参加者の回想録などを利用し、訪問団の具体的な活動と、そこで展開された中央と少数民族間の交流による相互作用について考察する。まず訪問団の派遣までの経緯、各団の団員構成、訪問行程などの状況を踏まえた上で、各地で行われた歓送迎式典や、訪問団と少数民族の間で交換された贈答品を通して、中共の少数民族に対する「關懷」と、これに呼応した少数民族側の「上奏」の表現スタイルを分析し、両者の関係の構図を明らかにする。最後に、資料が最も豊富な西南訪問団第二分団（雲南地域担当）の活動実態から、訪問団の少数民族へのまなざしについて検討する。

〔報告者紹介〕美麗和子（びれい・かずこ）、専攻は文化人類学。新潟大学法学部卒。民間企業勤務を経て、現在東京女子大学大学院人間科学研究科博士後期課程人間文化科学専攻（歴史文化分野）在学。修士論文「中国の政治構造と村落の『自治』——清末～民国期の華北地域を事例として」。

## シンポジウム 中国における規範と道徳

2014年7月6日(日) 10:00~17:00 東京大学東洋文化研究所 大会議室

### 企画の趣旨

中華人民共和国の成立以来、今年は早くも65年を迎える。多くの研究者の脳裏においては、1978年の三中全会と1981年の歴史決議に象徴される過渡期を境として、約30年にわたる毛沢東時代と改革開放30年少々では全く異なる国家であるかのような印象が去来していることだろう。

しかし、当の中国公民からみれば、そのような印象がそのまま当てはまるかどうかは別問題であろう。経済発展の流れに乗って我が世の春を謳歌する人がいる一方、激しく変わりゆく社会の中、富と成功にアクセスする機会を持たず埋没する人々や、社会的な不公正を訴える人々もいる。「貧しくとも平等だった」毛沢東時代を懐かしむ人々が大量に現れているのは、このような状況のあらわれであろう。

この問題は多くの場合「経済発展と格差」という視点から論じられ、途方もない格差と矛盾を抱えた中国社会の将来を疑問視する見解が示されるのが常である。しかし一方では、中国社会ならではの独自の力学も作用しているように思える。多くの国家・社会では、あれほど「群体性事件」が起こるならば、到底矛盾を吸収しきれない。しかし今のところ中国の場合、外部のそのような予想を超えるかたちで共産党の統治が持続してきたという現実もある。

したがって、「矛盾の中の持続」が何故起こるのかという問いかけも可能である。そこで、社会変容や格差の問題にはとどまらず、中国社会に生きる人々の行動をより根底で決定づける規範意識や道徳意識を、いま改めて検討することが必要なのではないか。

ひとつの論点として挙げられるのは、中国が歴史上圧倒的に「徳治」の国であり、中国共産党政権も基本的にこの範疇から外れていないという事実である。

道徳の名における「正しい」政治においては、同時に道徳なり「正しさ」を解釈するエリートの権力が肥大化し、それは往々にして明示的な規範を超える。人々は如何なる規範に依拠すれば良いか分からなくなるし、実際に多くの社会的な矛盾もこの問題に由来している。これは「徳治」が「民主と法制」を凌駕する弊害そのものである。

しかし同時に、「群体性事件」やネット上の議論が「公憤」としての性格を帯び、かつてなく抑えがたくなっているという現実がある。それによって生まれる「徳治」と「公憤」のあいだの微妙な距離を、果たしてどのようにとらえれば良いのか。「公憤」を完全に無視した「徳治」は有り得ないし、それは共産党自身が強く意識するところである。民衆も(少なくとも表面的には)共産党体制に従っているのは、共産党体制のあり方がある程度民衆の側の規範・道徳観念とも連続性を持っているからであろう。

すると、現代中国における「徳治」と規範の関係も、伝統との類推で把握することが出来るのかも知れないが、いっぽうでグローバリズムや工業社会化の中で起こった変容はないのか。漠然としたものであれ明確なものであれ、人々が国家・社会・文化をどのようにとらえ、そこに帰属意識を感じて規範を共有するのか否かについては、単に「徳」と「法」の関係だけでなく、世界ないし「中国の内と外」を見回したうえでアイデンティティを感じるのか否かという問題ともかかわるだろう。したがって、「中国」の枠組み・境界をめぐる意識の変容が、長い目でみれば「中国」という規範意識そのものを大きく変容させる可能性をはらんでいるともいえる。

以上、歴史的視点と今日的視点を織り交ぜながら、中国における規範意識をどのように定位することが出来るのか。当学会で中国法制史等の蓄積をもとに、「前近代中国の法と社会」と題して中国社会における規範意識を取り上げたのは、既に27年前(1987年)となった。それ以後今日までの間に、何が変わり変わらなかったのかを論じるのは、多くの会員にとって大いに有益なことであろう。

## 報告要旨

午前の部 10:00~12:15

### 中華人民共和国法の論理と構造

鈴木 賢（北海道大学）

社会主義法律体系が基本的に確立されたことが喧伝される中国。確かにかつてに比べれば制定法は整備されたかに見える（いわゆる「有法可依」）。しかし、他方で恣意的な法の運用（いわゆる「選択性執法」）、法や憲法よりも真っ先に党の事業至上を堂々とスローガンに掲げ、政治的にデリケートな事件は受け付けない法院（いわゆる「受理難」）、法律効果よりも社会効果に腐心する裁判、繰り返される劇場的法廷（薄熙来裁判）、裁判に対する不服を訴え、帝政時代の直訴さながらに北京に押し寄せる「上访」の民……。法の運用まで視野に収めるならば、近代法とは相当異質なまなのも確かである。本報告は、中国の現実を人治ないし無法と切って捨てるのではなく、そこにある中国的論理を読み取り、近代法とは異なる秩序の可能性問い、ひいてはそれを支える政治、社会的構造について考察してみたい。

### 中華民国憲法制定史——憲政と徳治をめぐる

中村 元哉（津田塾大学）

憲政の定着を試みた 20 世紀前半の中国は、関連する新しい思想と制度を絶えず受容し、幾度となく憲政運動を高揚させた。そうした積み重なるの頂点に位置づけられるのが、1946 年 12 月に制定された中華民国憲法であった。

確かに、法規範としての中華民国憲法は、大陸中国で長期にわたり施行されたわけではなかった。また、同憲法の制定過程において、徳治（賢人政治）への回帰を促すような議論が絶えず噴出していったことも事実である。したがって、中華民国憲法の制定が 20 世紀後半の中国から徳治を一掃する決定的な契機となったわけではなかった。中華民国憲法の制定は、せいぜいのところ徳治と親和性を有する中国的憲政の導入しかもたらさなかった、と総括されても止むを得ないのかもしれない。

しかし、だからといって、徳治の弊害を克服する為の、いわば近代立憲主義に基づく憲政の制度化が近代中国で試みられていた事実を忘れていいわけではない。本報告は、中華民国憲法の制定過程において中核的役割を果たした政治家・知識人の憲政論を取り上げ、近代立憲主義に基づく憲政論に重点をおきながら中華民国憲法制定史を再整理していく。そうして同時に、現代中国における各種の憲政論へとつながる歴史的視座も提示してみたい。

午後の部 13:30~17:00

### パラダイムとしての中国文学

山口 守（日本大学）

「中国文学」が概念として成立するのは近代以降だが、科挙時代の詩文との連続・非連続を含みつつ、中国の近代文学は清末・五四時期を経て民国期に成熟し、その後人民共和国体制下で新たな制度に転じた。21 世紀の今日、中国社会の変容を受けて、「中国文学」の枠組議論が再び必要となっている。例えば中国国内の非漢族作家の漢語文学を中国文学の分節化した形態と考えることは、中国文学の均質性を打破しているように見えて、実は中心・周縁関係の言い換えに陥ってしまう。逆に中国文学の外部に華文文学を構想して境界線を明確にすると、台湾文学のように存在自体が政治議論に巻き込まれてしまう。それを避けるために華文文学が中国文学を含むと構想すれば、今度は中国文学中心化への抵抗を招く。近年、アメリカの史書美や王徳威によって提唱され、盛んに議論されている華語語

系文学 Sinophone Literature は、中国文学・漢語文学・華語文学を討論するための貴重な視点や理論を提供している。本報告はそれらを参照しながら、マレーシア出身で台湾で活躍する作家黄錦樹、中国国内のチベット作家アライ、台湾の先住民作家リクラ・アウの三人を取り上げてこの問題を考える。

## 徳治の構造——寛容の在り処を中心に——

岸本 美緒 (お茶の水女子大学)

中国の伝統的な用法では、「法治」が厳しさを意味するのに対し、「徳治」は寛容さのイメージと結びつけられることが一般的だが、「徳」は常に穏やかなものとは限らない。17世紀の明清交替期には、対外的な危機の中で、道徳的な言語を用いて行われる政治が、人々を陰惨な暴力へと追いつめていった。その後の清朝による平和化の過程では、寛容さを何らかの形で徳治的秩序論のなかに埋め込むことが必要となったと思われるが、それは世界史的に見れば、ヨーロッパにおける寛容論の形成とパラレルな事態ともいえる。本報告では、清代前期を中心として、寛容さをめぐる言論・実践のいくつかの側面を垣間見ると同時に、そうした寛容さが今日において何らかの意味を持ちうるのかを考えてみたい。

### 〔シンポジウム報告者紹介〕

#### ◇鈴木 賢 (すずき・けん)

北海道大学教授。専攻は中国法、台湾法。主な著書に『現代中国相続法の原理』(成文堂、1992年)、共著『中国にとって法とは何か』(岩波書店、2010年)、共著『現代中国法入門』第6版(有斐閣、2012年)、共著『文化大革命の遺制と闘う—徐友漁と中国のリベラリズム』(社会評論社、2013年)などがある。

#### ◇中村 元哉 (なかむら・もとや)

津田塾大学准教授。専攻は中国近現代政治史・思想史。主な論著に、『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-49』(東京大学出版会、2004年)、(共編著)『憲政と近現代中国——国家、社会、個人』(現代人文出版社、2010年)、「国共内戦と中国革命」(木畑洋一ほか『講座東アジア近現代通史7——アジア諸戦争の時代 1945-1960年』岩波書店、2011年)などがある。

#### ◇山口 守 (やまぐち・まもる)

日本大学教授。専攻は中国現代文学、台湾文学。主な論著に『巴金的世界』(東方出版社、1996)、『講座台湾文学』(国書刊行会、2003)、訳書に『リラの花散る頃: 巴金短編集』(JICC出版局、1991)、『遙かなる大地』(史鉄生著、1994)、『台北人』(白先勇著、国書刊行会、2008)、『空山』(阿来著、勉誠出版、2012)などがある。

#### ◇岸本 美緒 (きしもと・みお)

お茶の水女子大学教授。専攻は中国明清社会経済史。主な論著に、『清代中国の物価と経済変動』(研文出版、1997年)、『明清交替と江南社会』(東京大学出版会、1999年)、『風俗と時代観』(研文出版、2012年)、『地域社会論再考』(研文出版、2012年)などがある。